

令和3年度 第1回特別職報酬等審議会 会議録

日 時：令和4年1月5日（水）PM2:00～PM2:25

場 所：堺市役所 本館地下1階 大会議室

出席者：近藤真司会長、有吉雅子委員、池田辰夫委員、隈元英輔委員、篠藤敦子委員  
寺下三郎委員、野地小百合委員、三原寧大委員、山口由紀子委員、横山健委員

事務局：大丸総務局長、辻人事部長、瀧脇労務課長

【開会】

- ・委員紹介
- ・市長挨拶

【会長選任及び職務代理者の指名】

- ・委員の互選により近藤委員を会長に選任
- ・会長の指名により池田委員を職務代理者に選任

【市長からの諮問】

- ・市長から審議会に対して諮問書の提出

【資料説明及び質疑応答等】

近藤会長 今回の審議では、先ほど市長からいただいた諮問事項を議論することになると思いますが、事務局から審議会の進め方について、提案はございますか。

事務局 堺市特別職報酬等審議会条例では第2条に所掌事務が規定されており、「審議会は、議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、調査審議し、市長に対し意見具申するとともに、市長から諮問があったときは、当該諮問事項について答申するものとする。」とされています。

議員報酬の額や市長、副市長の給料の額については、永藤市長が市長に就任して以来、市長の任期中に少なくとも1回、その水準を議論いただくこととしています。市長の任期は令和5年6月まででありますことから、議員報酬の額や市長、副市長の給料の額については令和4年度中に改めて議論いただくこととし、今回の審議会では先ほど市長から諮問をいたしました「市長の退職手当制度のあり方について」の議論を集中的に行っていただきたいと考えています。

近藤会長 ただ今、事務局から提案がありましたように、議員報酬の額や市長、副市長の給料の額については、令和4年度中に改めて議論することとし、今回の審議会では「市長の退職手当のあり方について」の議論を集中的に行うことについて、ご異議ございませんか。

一同 (異議なし)

近藤会長 異議がないようですので、今回の審議会では「市長の退職手当のあり方について」の議論を集中的に行うこととし、議員報酬の額や市長、副市長の給料の額については、令和4年度中に改めて議論したいと思います。

それでは、諮問のありました「市長の退職手当制度のあり方について」に関する資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。

事務局 ・資料の説明

近藤会長 ただ今、事務局から資料について説明がありました。本格的な議論は次回の審議会において行いたいと思いますが、次回までに皆さんから事務局に用意してもらいたい資料や、ご質問、ご意見などはございませんか。

山口委員 堺市だけではなく、各政令市の市長の退職手当制度が分かる資料をご準備いただければと思います。

事務局 承知いたしました。次回の審議会までに準備します。

近藤会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

近藤会長 その意見と関連して、市長の退職手当制度を廃止している自治体はあるのでしょうか。もしあれば、簡単に説明していただければと思います。

事務局 地方自治体の首長の退職手当制度を廃止している都市としては、大阪府と大阪市がございます。

廃止した理由につきましては、池田委員が会長を務めていた大阪市の報酬等審議会では、平成26年10月21日の答申において、「公選職である市長に、長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素もある退職手当を支給することはなじまず、民間企業においても役員に対する退職慰労金は廃止の傾向にあることをも勘案し、市長への退職手当は廃止する。ただし、退職手当は報酬の後払い的性格もあるため、現行退職手当の50%相当分、額にして19,762,560円を給料に還元する。」との考えが示され、廃止に至っています。

大阪府の報酬等審議会では、平成27年9月1日に答申があり、「公選職である知事に、在任中の勤務に対する報償としての退職手当を支給することは性質上なじみにくい面もあること、民間企業における役員の退職慰労金が廃止傾向にあり、廃止後は役員報酬に振り分けしていること、大阪府の中小企業数が全都道府県の中でも多く、従業員規模が小さくなるほど役員退職慰労金制度がない傾向があること、また、府民に対する透明性を高めるべきことも考慮の上、退職手当を廃止し、平成23年の意見具申を受け適正化されている退職手当の額を給料の額に還元することが適当である。」との考え方が示されたうえで、廃止に至っています。

近藤会長 　　ただ今説明していただいた内容について、次回の審議会において資料を用意していただければと思います。

事務局 　　承知いたしました。次回の審議会でお示しいたします。

近藤会長 　　ほかにご意見ございますでしょうか。

篠藤委員 　　現在の市長の退職手当制度について、根拠となる条例を示していただければと思います。

事務局 　　市長の退職手当制度は、地方自治法第 204 条第 2 項に根拠があり、「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体の長に対し退職手当を支給することができる。」と掲げられています。本市においても、地方自治法の規定に基づき、市長等の退職手当に関する条例を制定し、退職手当を支給することとしています。

　　次回の審議会では、地方自治法と退職手当条例に関する資料をお示しいたします。

近藤会長 　　ほかになにかございますでしょうか。

近藤会長 　　民間企業における退職慰労金の状況などが情報としてあれば、ご用意いただけますでしょうか。

事務局 　　承知いたしました。民間企業の状況を調査したうえで、次回の審議会では資料をお示しいたします。

**【次回開催日の日程調整】**

- ・事務局にて後日調整

近藤会長 　　事務局においては、本日ご意見のあった追加資料の作成をお願いします。また、次回までに必要な資料がありましたら、事務局に取り揃えていただきたいと思いますので、事務局にご連絡をお願いします。

**【閉会】**

近藤会長 　　それでは少し早いですが、本日の会議はこれをもって閉会したいと思います。

　　皆さま、どうもありがとうございました。